

奈良県告示第三百七十七号

次に掲げる出納員の印は、平成二十六年三月二日限り廃止する。

- 一 昭和三十九年三月奈良県告示第五百十五号で告示した奈良県田原本警察署に勤務する出納員の印
- 二 昭和五十七年二月奈良県告示第八百三号で告示した奈良県中吉野警察署に勤務する出納員の印
- 三 昭和五十八年九月奈良県告示第三百九十一号で告示した奈良県宇陀警察署に勤務する出納員の印

平成二十六年二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾